

★退職予定高齢者バンク創設

厚生労働省は、生涯現役社会の実現に向け、高年齢退職予定者キャリアバンクを創設するとともに、高年齢者を無期雇用に転換させた企業への助成制度を始める。

この人材バンクは、公益財団法人産業雇用安定センター内に設置し、企業などから高年齢者確保措置の終了を予定する65歳前後の高年齢者のキャリア・能力・就業希望などの情報を一括して収集・登録する。

また、地方自治体や民間人材サービス、ハローワークなどと65歳を超えて継続雇用が可能な企業とのマッチングを図る。

新たな助成金としては、

- ① 有期契約の高年齢者 50歳以上を無期契約に転換した企業には、「高年齢者雇用安定助成金」として、1人当たり50万円助成。
- ② 高齢者向けの健康管理制度を導入した企業はコンサルタント依頼費用として30万円要したものとみなし、66歳以上に定年を引き上げたり、希望者全員を66歳以上まで継続雇用する制度を導入した場合に100万円の費用が掛かったものとして、それぞれ2/3を助成する。

★「職場における治療と職場生活の両立支援」

厚生労働省は、「職場における治療と職場生活の両立支援のためのガイドライン」を作成した。

このガイドラインは「がん」「脳卒中」「心疾患」「糖尿病」などの疾病を抱える労働者に対する就業上の対応や治療への配慮を的確に行い、継続的な就業につなげる目的。

年間85万人が「がん」に罹患し、その内の3割が就労世代とされ、治療の長期化、予期せぬ副作用、手術後の合併症などの可能性があり、がん診断が主因となってメンタルヘルス不調に陥り、早まって退職するケースもあるため、働き方のガイドラインを普及させる。

具体的には、主治医に就業上の配慮事項を明記した書面を作成して事業主に提出し、就業自体の可否、配置・作業の転換、通院時間の確保などが検討事項となる。

★労働基準監督官の増員

厚生労働省は平成28年度に労働基準監督官の増員を例年の2倍の22人(全国で)を拡大する。全国の監督官数は3,241人となる見込み。

労働基準遵守の監視役である監督官は、労働基準法違反の罪について刑事訴訟法に規定する職務を行う司法警察職員と位置づけられている。事業場などへ臨検し、帳簿および書類の提出を求めたり、使用者、労働者に尋問することも可能だ。

増員の最大のねらいは、月100時間を超える時間外労働を行わせている事業場に対する監督指導の徹底とともに、過労死などの請求のあった事業場に対する重点的な監督指導。東京と大阪に設置した「過重労働撲滅特別対策班」通称「かとか」の取組も強化する。

※一気に数百名増やすのは無理かなあ！！

★「ブラック」疑いの事業所

千葉労働局は長時間労働や賃金の不払いなど、劣悪な労働環境が疑われる県内企業に立入調査した結果をまとめた。調査は2015年11月に行われ、過去に過労死などに伴う労災請求などがあった126事業所に立入調査し、対象企業の74%にあたる94事業所で労働基準法など法令違反がみつかった。業種別にみると、製造業が34件、商業17件、運輸交通業15件と続いた。

是正にむけ勧告書を交付し、それでも改善されず悪質だと判断した場合は書類送検も視野に入れる。

